

表3-3-1 海岸保全施設の整備に関する事項（案）一覧表（5）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に關し學識経験を有するもの、關係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	現況天端高	現況施設	後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			整備の必要性	整備の概要	期待される効果	
													防護面	環境面	利用面				
平塚	⑥平塚・大磯東部	42	平塚(河)	平塚	国土交通省 水管理・国土保全局	3,003	自然海岸	侵食	T.P.+6.50~9.00m	遊歩道	住宅地 商用林地 森林	比較的幅の広い豊富な砂浜を誇り、豊かな緑の美しい平塚海岸の保全に努める。また、平成14年7月に開設された海水浴場と連携して、相模灘のテーマである「みんなで寄り・楽しみながら」の相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化を各自に防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸保全を図る。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を保持することを基本的な目標とする。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	砂浜海岸の保全を図り、広がり草帯の保護・育成をするなど海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の適切な処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマネー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのユニバーサルデザイン化に配慮した整備に努め、安全・快適な利用を可能とする。	平塚海岸は、沿岸漂砂の減少によって、徐々に海岸線の後退が認められている。こうしたことは、今後、継続的に懸念され、自然そのものが失われ、災害に弱い海岸が形成される。このまま放置すると海岸の侵食はさらに進み、国土や砂防林等が失われ、背後地の安全性が脅かされるため、未然に防止する必要がある。	・砂浜の維持管理 ・養浜	養浜を実施することで、景観の維持と波浪の低減がはかれ、 <u>汀線を維持し</u> 、自然の消波機能により、海岸災害から海岸背後地等を防護できる。また、砂浜を維持することで、海水浴場等の海岸での遊び・学習、利用が促進され、海の豊饒に連結される。	
		43	大磯(河)	大磯	国土交通省 水管理・国土保全局	710	自然海岸	侵食	T.P.+8.00m	堤防	住宅地 商用林地 森林	比較的幅の広い砂浜を保全するとともに、周辺海岸の海岸線変動状況にも留意しつつ、広域的な視点により沿岸漂砂の連続性を考慮した総合的な対策を図る。防砂林や砂浜を保全し、良好な海岸環境を形成する。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	砂浜海岸の保全を図り、砂草の保護・育成など海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の適切な処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマネー向上のための啓発を図る。	大磯海岸の汀線は前進傾向にあるが、背後地から汀線までの間に不都合が生じている。相模川漂砂系の隣接する平塚海岸へサンリサイクルによる養浜排砂が必要である。	・砂浜の維持管理	適切な砂浜の維持管理により海岸利用の向上が見込まれる。	
		44	大磯港(港)	大磯	国土交通省 港湾局	652	人工海岸 自然海岸		T.P.+8.61m	堤防	住宅地		海岸災害を防護するとともに、県下で有効な海水浴場として利用されていることから、海岸の保全を図る。	高潮・波浪・津波から背後地の住宅地の防護を図る。	砂浜海岸を保全し、遊歩道状況をモニタリングし、良好な海岸の維持を図る。	一定の防護水準が維持されるように海岸保全施設の維持管理に取り組みが必要である。	一定の防護水準が維持されるように施設の維持管理に取り組み。	一定の防護水準が維持される。	
	⑦大磯西部・二宮	45	大磯(河)	大磯	国土交通省 水管理・国土保全局	3,927	自然海岸	侵食	T.P.+9.0m(西湘バイパス)	住宅地等 森林			平成19年台風第19号により大きな海嘯被害が生じたことを受け、投げ釣りや散策等の利用が回復出来るよう、保全対策を行う。	大磯港西側は、現状の砂浜を維持することを目標とする。台風第19号の被災区間には、高潮・津波による侵食対策を検討する。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	海岸の打ち上げゴミ類の適切な処理など海岸環境の向上を図る。	自然環境の保全、保護に配慮した良好な海岸利用を図る。	台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。大磯港西側の海岸の変動状況をモニタリングしながら砂浜の維持を図っていく。	・養浜	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。
													46	二宮(河)	二宮	国土交通省 水管理・国土保全局	2,333	自然海岸	侵食
		47	二宮漁港	梅沢	水産庁	280	自然海岸	高潮(越波)※、侵食	T.P.+9.03~10.70m	住宅地 森林			豊かな緑と美しい砂浜の保全を第一とし、長期的な視点で海岸侵食の防止を図る。また、快適な生活環境を維持・増進を図り、砂浜の確保と漁業、散策等の利用にも配慮した海岸整備を行う。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能の確保を図る。	自然砂礫海岸の保全、河川等から流出・漂着した大型ゴミなどの迅速な対応には速やかに対応する。	沿岸漁業、投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	波浪高潮対策として設置した人エリーフは、シミュレーションにより東側海岸への侵食ともなうことが予想されており、この予防のため養浜が必要である。また、一部区間において、毎年のように発生している。台風、高潮による高波浪への被害を低減させなければならない。	・養浜の維持管理 ・砂浜の維持管理	養浜等により現状の砂浜を保持するとともに、東側海岸からの漂砂の侵入の防止を図ることができる。また、砂浜の保持により高波浪を減衰させ、飛沫の防止による低波浪より背後にある漁港施設等への被害が低減される。
													48-1	小田原(河)	小田原(前川)	国土交通省 水管理・国土保全局	1,460	自然海岸	高潮(越波)※、侵食
48-2	小田原(河)	小田原(国府津)	国土交通省 水管理・国土保全局	1,470	自然海岸	高潮(越波)※、侵食	T.P.+7.95~9.04m	護岸	住宅地等		土砂供給の減少や急峻な海底谷への砂の流出により砂浜が侵食されているとともに、海底勾配が急で海底谷が近接しているため波浪条件が激しく越波被害が発生している。そのため、背後地を防護するため津波により消波機能を向上させ、併せて海岸線の監視の整備を行う。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつての国府津海岸の漁業や海水浴場等活気ある海岸が回復されるような整備を行う。	侵食に対しては、環境と漁業に配慮した養浜を主体に砂浜の回復を図る。高潮に対しては、保全施設が設置されているが、消波機能不足により背後地の防護が不足している。越波被害が集中している箇所もあるため、その防護を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場とされる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。国府津海水浴場の復活。	土砂供給の減少や急峻な海底谷への砂の流出等、今後、継続的な海岸侵食の進行を予測できる状況が認められるため、投げ釣りを考慮した養浜によって侵食防止を行う必要がある。また、消波機能不足により背後地の防護が不足している。現在、高波浪時に背後地への越波を繰り返していることから、消波機能の向上を行い、海岸背後地を災害から守る必要がある。	・養浜 ・砂浜の維持管理 ・護岸岸上げ	砂浜全体の回復を図ることで、国土保全が図れる。また、砂浜等を回復することで高波浪を減衰させ、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上するとともに、海岸利用が促進される。		
48-3	小田原(河)	小田原(小八幡)	国土交通省 河川水管理・国土保全局	2,450	自然海岸	侵食	T.P.+7.72~8.83m	堤防	住宅地等		モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつて海岸で子供達が安全に遊んだ砂の豊富な砂浜海岸となるよう海岸整備を行う。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場とされる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。小田原海岸において、砂の豊富な砂遊びが出来る海岸を目指す。	土砂供給の減少や急峻な海底谷への砂の流出があるため汀線変動状況等をモニタリングしながら砂浜の維持を図っていく。また、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所があることから、護岸管理者等(西湘バイパス管理者)と協議しながら対策を実施する必要がある。	・養浜(サンリサイクル等) ・砂浜の維持管理	砂浜全体の維持を図ることで、国土保全が図れる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植生の繁殖を促し、動物の生態系ととり、さらに利用が促進される。		
48-4	小田原(河)	小田原(東町)	国土交通省 河川水管理・国土保全局	926	自然海岸	侵食	T.P.+9.50~9.51m	堤防	住宅地等		モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつて海岸で子供達が安全に遊んだ砂の豊富な砂浜海岸となるよう海岸整備を行う。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場とされる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。小田原海岸において、砂の豊富な砂遊びが出来る海岸を目指す。	土砂供給の減少や急峻な海底谷への砂の流出があるため汀線変動状況等をモニタリングしながら砂浜の維持を図っていく。	・砂浜の維持管理	砂浜全体の維持を図ることで、国土保全が図れる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植生の生育を促し、貴重な砂浜生態系の保全を図る。		

※高潮は台風等の気象擾乱が原因で発生するものであり、高波浪による越波等とは違うものであるが、海岸保全事業として対策する場合は越波、飛沫による被害等も広義の意味において高潮災害と称する。

表3-3-1 海岸保全施設の整備に関する事項(案)一覧表(6)

(表は構想であり、実施にあたっては、海岸に關し学識経験を有するもの、關係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。)

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	現況天端高	現況施設	後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			整備の必要性	整備の概要	期待される効果
													防護面	環境面	利用面			
小田原	⑧小田原東部	49	小田原漁港	東町	水産庁	350	自然海岸	侵食	T.P.+5.10~8.30m	護岸堤防	住宅地 工業地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	近年の河川からの土砂流出の減少などに起因し、小田原漁港海岸東町地区において近年汀線が後退し、砂浜が減少傾向にある。長期的な視点で、隣接する河川高海岸との計画の整合性を図りつつ、高潮災害を防止するため、侵食対策が必要である。	・人工リーフ	砂浜の回復・安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による 海域環境の向上
		50	小田原漁港	浜町	水産庁	1,775	自然海岸	侵食	T.P.+5.50~8.50m	護岸堤防 人工リーフ	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていき、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	整備が完了し、今後はモニタリングを行い、砂浜の維持を図ることが必要である。	・砂浜の維持管理	養浜による砂浜の回復・安定化 背後域への高潮災害の防止
		51	小田原漁港	本町	水産庁	1,775	自然海岸	侵食	T.P.+7.10~10.10m	護岸堤防 人工リーフ	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていき、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	整備が完了し、今後はモニタリングを行い、砂浜の維持を図ることが必要である。	・砂浜の維持管理	養浜による砂浜の回復・安定化 背後域への高潮災害の防止
		52	小田原漁港	南町	水産庁	380	自然海岸	侵食	T.P.+7.10~10.00m	護岸	住宅地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	南町地区の海浜は侵食が進行しており、高潮災害を防止するため、侵食対策が必要である。	・人工リーフ	砂浜の回復・安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による 海域環境の向上
		53	小田原漁港	早川	水産庁	1,395	自然海岸	高潮(越波) [*] 侵食	T.P.+7.00~11.00m	護岸	住宅地	高潮等の越波から背後地を防護するため、長期的に対策を計画する。貴重な砂浜の保全を図る。都市型漁業の興隆として都市との交流拠点の形成など海の総合的利用を図る。一定の防護水準を維持する。	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所を早期発見のための点検を継続的に行う。また、長期的には沖合いに海域環境に配慮した潮堤を設置し越波防止を図る。	藻場や水質等の自然環境へ配慮した施設整備と、人と自然が共生できる沿岸環境を創造する。	漁業事業による自然環境を生かしたふれあい緑地会場整備や観光施設整備、駐車場の受け入れ施設整備と一体的利用により都市住民との交流拠点としての利用促進を図り、良好な漁業環境を創造する。ゴミ持ち帰り啓発をはかり利用環境の向上を図る。	一部現況天端高が不足しているが、ほぼ防護水準は確保されており、暴風浪時における波の衝撃音や揺動、飛沫等について長期的には越波対策を講ずる必要がある。	・護岸 ・階段式護岸	背後地への高潮災害の防止 砂浜の回復・安定化 水産協調型施設の導入による 海域環境の向上
⑨小田原西部	54	小田原(河)	根府川	国土交通省 水管理 国土 保全局	512	自然海岸	高潮 [*]	T.P.+8.50m	護岸 人工リーフ	キャンプ 場他	典型的な岩石海岸と大玉石海岸で、漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等の利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できる海岸整備を行う。	高潮・侵食に対しては、高波浪を減衰させ、背後地への浸水を防止させ、また、情報の伝達監視体制・避難場所等のソフト対策で対処する。	大玉石海岸を出来る限り残し、また、背後地の良好な利用が出来るよう保存樹(クロマツ他)を保護・保全し、白砂青松海岸とする。	漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等それぞれの良好な利用が出来るような海岸整備を行う。また、海岸利用のユニバーサルデザイン化を図る。	当該海岸の背後平坦地は、関東大地震の際の土石流で形成されたと言われており、海岸が狭小なゾーン内の貴重な利用ゾーンである。このような地形は、波浪によって侵食され易く、昭和63年の台風で侵食されたため、侵食防止対策を実施した。海岸南部(白糸川付近)の海岸は現時点では安定傾向にあるが、長期的には土砂供給や沖合への流出による侵食が懸念される。高波浪時には越波による背後地への浸水が懸念されるため、対策を講ずる必要がある。	・護岸 ・人工リーフ(改良) ・磯浜の維持管理	白砂青松海岸を守り、地域や観光者の安全で快適な海浜レクリエーション基地を保全・保護することで、海岸利用の促進が図れる。また、海岸に接した貴重な平坦地を海岸侵食から防護することで国土保全の目的を達成することが出来る。	
⑩真鶴・湯河原	55-1	白磯海岸	白磯海岸	国土交通省 水管理 国土 保全局	(未指定)	自然海岸 (崖海岸)	侵食	現況施設なし	無し	崖(上部は住宅地)	磯と斜面緑地からなる自然海岸で、磯釣り、磯遊びや豊かな動植物の宝庫と言われる。野外学習の場ともなっている。こうした自然を保護しつつ、海岸に接する崖の侵食を防止し、国土保全を行い、併せて、海岸の安全利用が促進されるような海岸整備を行う。	出来る限り自然に手をつけず、近自然的な手法で、海食崖基部を波浪からの侵食を防止して、崖の安定性向上及び崖上住宅地等の安全性を高める。	現在の豊かな海岸環境を維持するとともに、さらに向上が望めるような海岸環境の整備に努める。	漁業や安全で快適な磯釣り、磯遊び等の海洋レクリエーションが行えるよう自然環境の保全と利用を図る。	・消波堤	海食崖基部の侵食を防止することで、崖及び崖上住宅地の安全性が向上が図れると共に、海岸の利用環境を推進することが出来る。		
		55-2	真鶴港(港)	真鶴	国土交通省 港湾局	850	自然海岸 人工海岸	高潮 [*]	T.P.+6.50m	護岸 離岸堤 人工磯	住宅地 商業地 漁業 港湾 関連施設	増殖海岸と大玉石海岸で、漁業、磯釣り、磯遊び等その利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できるような一定の防護水準を確保しながら海岸整備を行う。 ・一定の防護水準を確保する。	高潮に対しては、既存の海岸保全施設を適切に管理していく。越波に対しては浸透利用と整合を図りながら、背後地への浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保護施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	施設の維持・改良にあたっては、景観に配慮すると共に親水性を高める。	利用促進を考慮し、海浜への近づき易さや緊急時の避難のし易さに配慮する。	当該海岸の背後地には、真鶴半島を外周する幹線道路・県道真鶴半島公園線が通っており、海岸災害から防護する必要がある。	・護岸改良等	背後地の津波災害を防ぐと共に、自然環境の保全と利用の安全性及び促進が図れる。
		56-1	湯河原(河)	湯河原	国土交通省 水管理 国土 保全局	1,022	自然海岸	高潮 [*] 侵食	T.P.+6.50m	護岸 突堤	住宅地 商業地	湯河原町の貴重な砂浜海岸であり、古くから海水浴場として賑わいを見せてきた。湯河原温泉を訪れた人が、気軽に利用できる海岸として、また、みんなの財産として砂浜を今後も保全をしていく。海水浴場としてさらなる賑わい・防災機能の一端の向上を目指した海岸整備を行う。現状の砂浜を保持する。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能を高める。また、高潮・津波対策に対しては情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処するとともに、避難通路等の機能向上を図る。	砂浜の長期的な安定による海生動物の生息環境の向上を図る。また、海岸への排水による海岸環境の悪化防止を図る。	海水浴場、投げ釣り、サーフィン等の海洋レクリエーションが行えるよう海岸の利用の増進を図る。	当該海岸は、近年は安定傾向にあるが、汀線変動状況等をモニタリングしながら砂浜の維持を図っていく必要がある。また、古くから海水浴場や花火大会として利用されており、砂浜の向上に合わせた漁業、海水浴場等海岸利用の向上に向けた対策が必要である。	・護岸改善等 ・養浜(サンドリザール等) ・砂浜の維持管理	現状の砂浜を保持・回復することで、高潮災害を防止・軽減すると共に、道路・護岸の安全性の向上が図れる。また、海水浴場としての賑わいを回復させ、湯河原町の町おこしにも寄与できる。
		56-2	湯河原(河)	湯河原	国土交通省 水管理 国土 保全局	932	人工海岸 (埋立地)	高潮 [*]	T.P.+6.50m	人工リーフ 護岸 (縦横斜 階段式)	住宅地 下道 学校 商業地	埋立人工海岸であり、波浪の影響を直接受ける厳しい海岸であるため、背後地を防護する海岸保護施設を適切に管理していく。また、海水と潮位に接することができる海の学習の場として、親水性の向上を図り、併せて、海岸環境が促進されるような海岸整備を行う。	高潮に対しては、既存の海岸保全施設を適切に管理していく。越波に対しては、海浜利用と整合を図りながら、背後地への浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保護施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	施設の維持・改良にあたっては、景観に配慮するとともに親水性を高める。	子供から大人まで幅広く親しむ事ができる空間とする。また、利用促進を考慮し、当該海岸と隣接海岸を連続させ、利便性の向上を図る。	当該海岸の背後地には、公共施設や商業施設が立地しており、海岸災害から防護が必要である。また、景観や利用面で分断された当該海岸と隣接海岸を連続させて、環境と利用面の調和を図る必要がある。	・護岸改良等	背後の公共施設等の安全性と分断された景観と利用の調和が図れ、湯河原海岸全体としての出来る限りの自然性を復元できる。

※高潮は台風等の気象擾乱が原因で発生するものであり、高波浪による越波等とは違うものであるが、海岸保全事業として対策する場合は越波、飛沫による被害等も広義の意味において高潮災害と称する。

相模湾

相模湾

横須賀市

三浦市

凡 例	
	整備しようとしている区域
	保全施設の現存する区域
	受益地域
	海岸保全区域
	海岸保全区域に指定する予定の区域
	堤防
	消波工
	養浜
	護岸
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	ヘッドランド

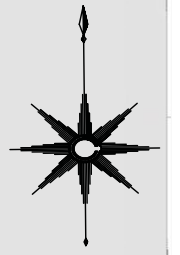
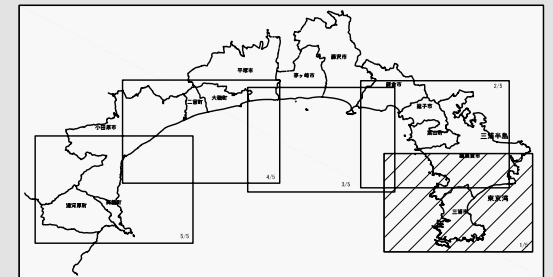
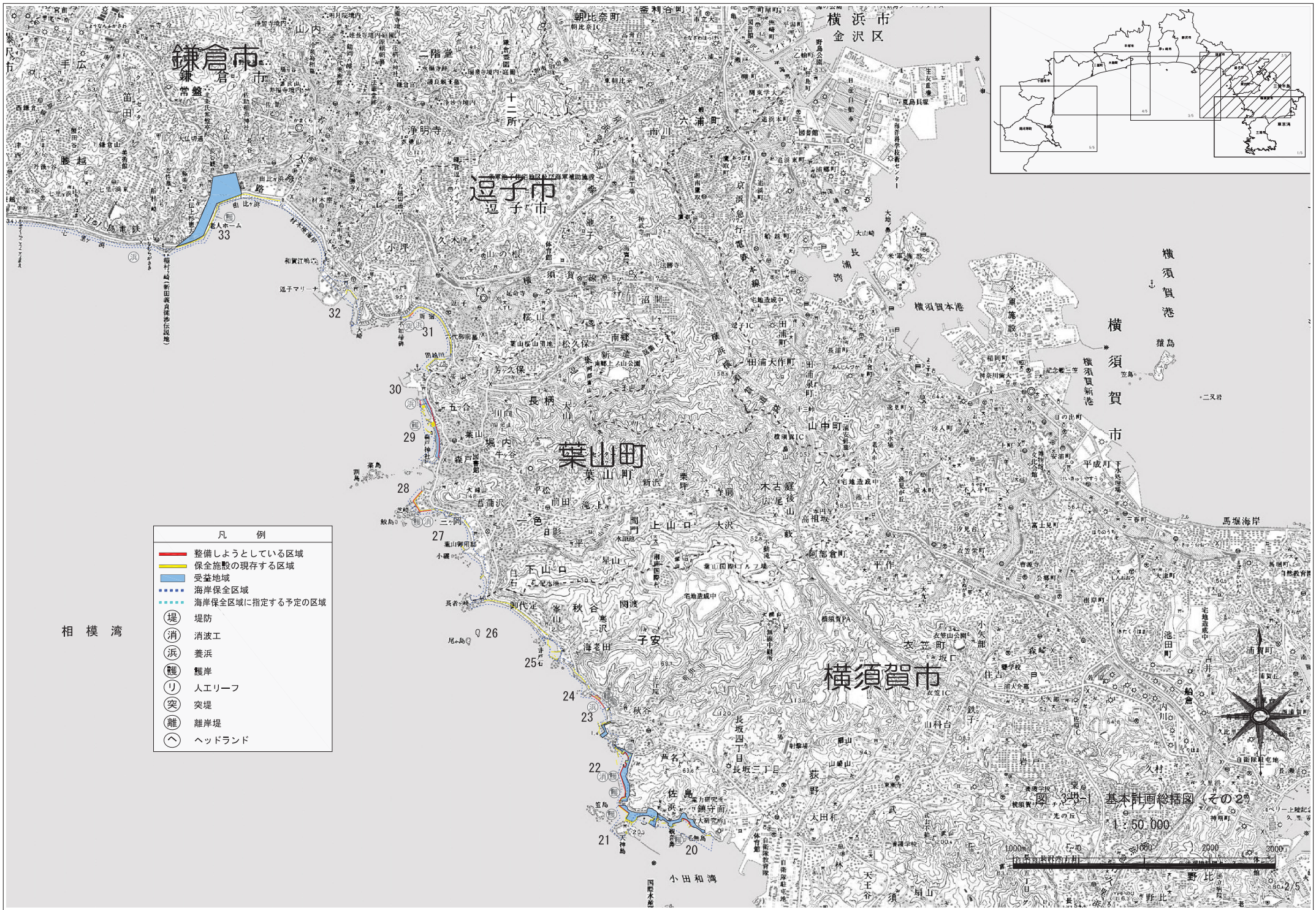


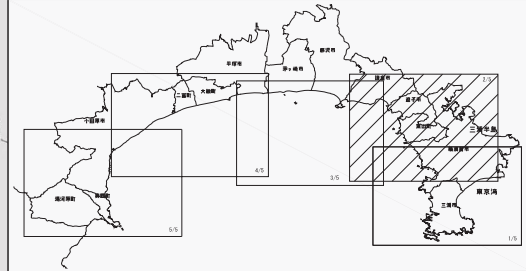
図 3-3-1 基本計画総括図 (その1)

1 : 50,000





凡 例	
—	整備しようとしている区域
—	保全施設の現存する区域
—	受益地域
⋯⋯	海岸保全区域
⋯⋯	海岸保全区域に指定する予定の区域
⊕	堤 堤防
⊖	消 消波工
⊙	浜 養浜
⊗	護 護岸
⊕	リ 人工リーフ
⊕	突 突堤
⊖	離 離岸堤
⊕	ハ ヘッドランド



相 模 湾

横 須 賀 港
横 須 賀 市

横 須 賀 市

鎌 倉 市

逗 子 市

葉 山 町

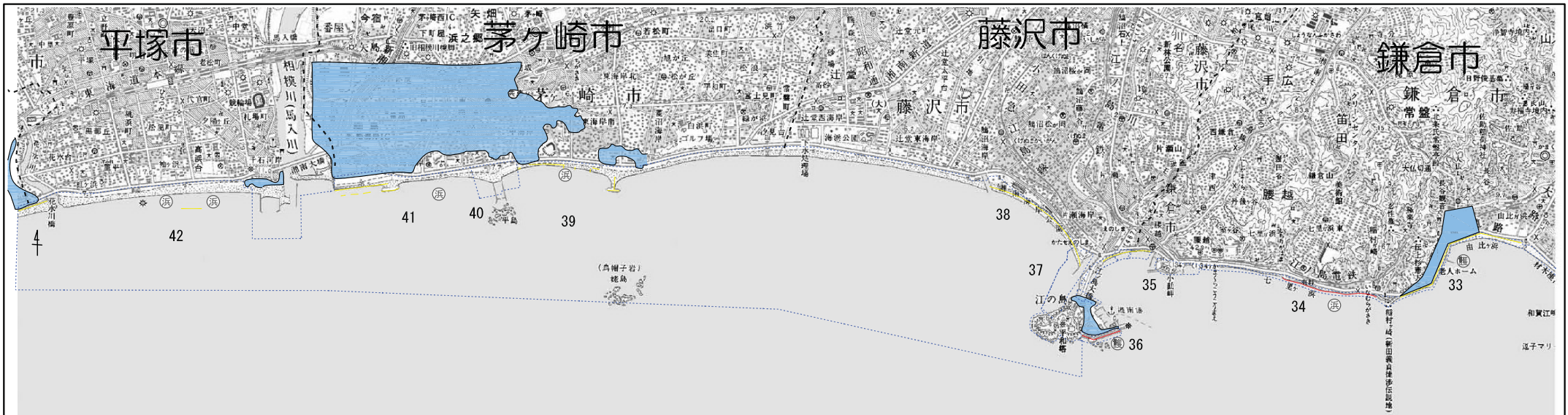
横 浜 市
金 沢 区

横 須 賀 新 港

馬 渡 海 岸

野 比

野 比



凡 例	
	整備しようとしている区域
	保全施設の現存する区域
	受益地域
	海岸保全区域
	海岸保全区域に指定する予定の区域
	堤防
	消波工
	養浜
	護岸
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	ヘッドランド

相 模 湾

相 模 湾

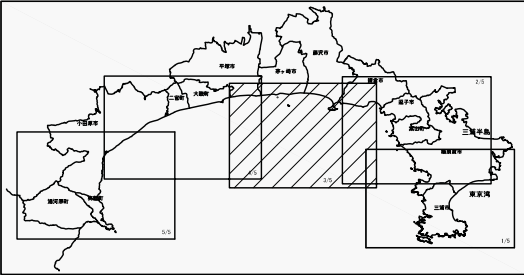


図 3-3-1 基本計画総括図 (その3)

1 : 50,000



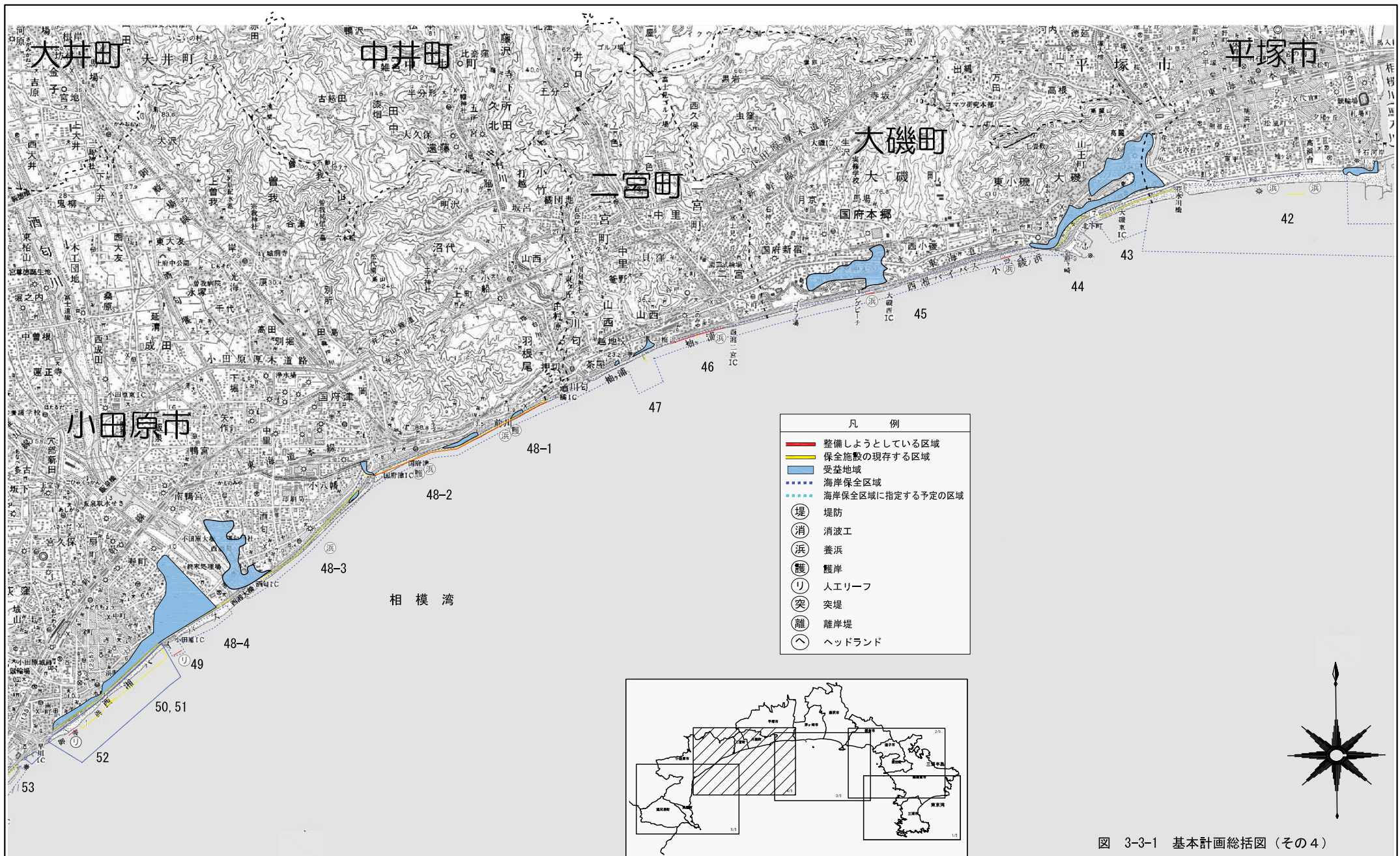
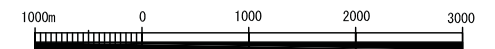
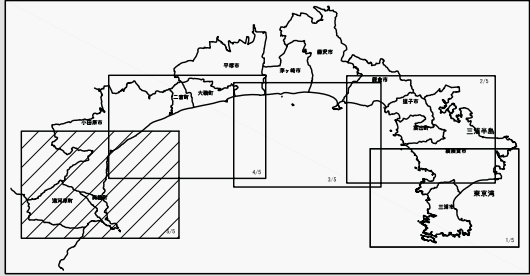
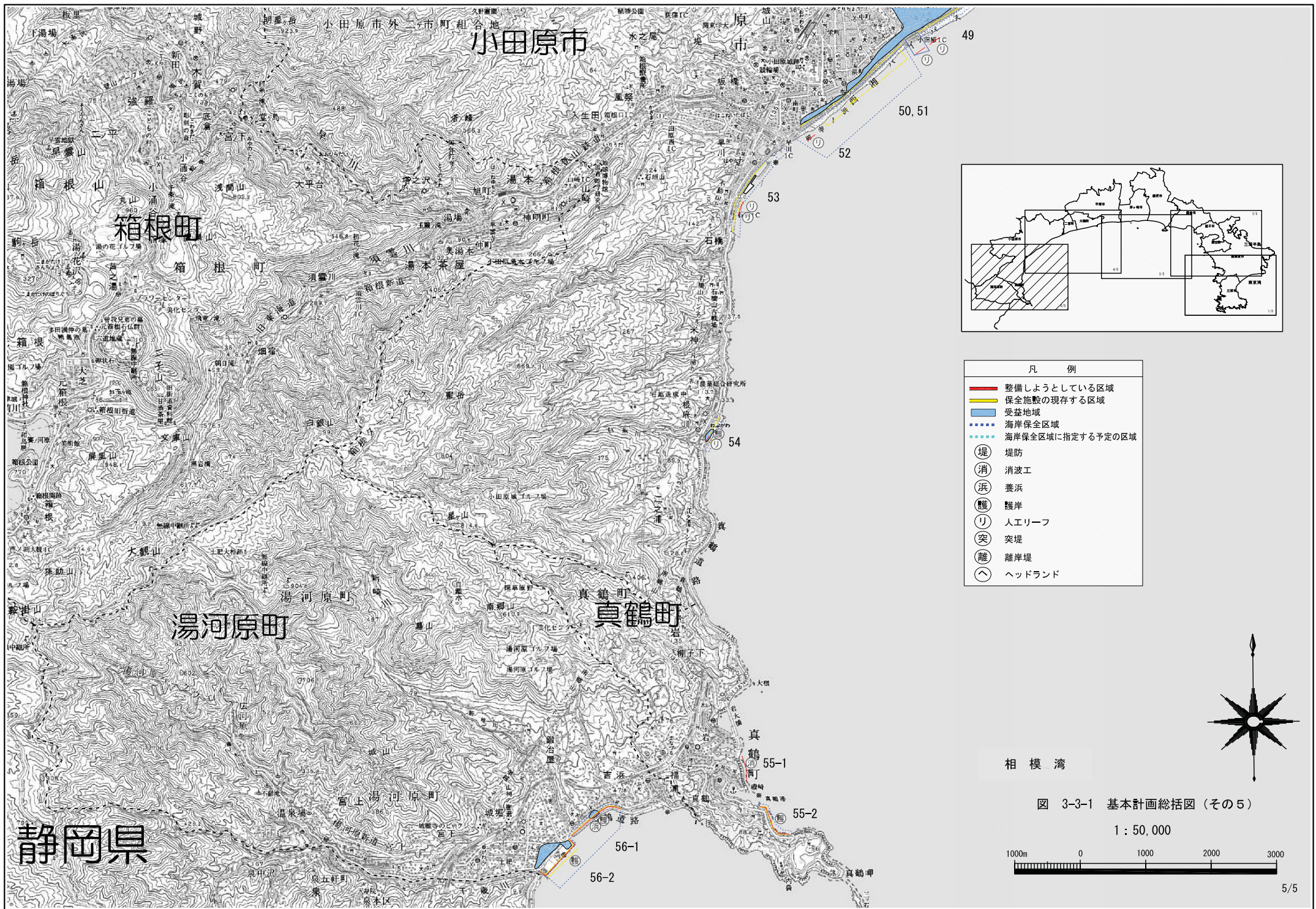


図 3-3-1 基本計画総括図 (その4)

1 : 50,000





凡 例	
	整備しようとしている区域
	保全施設の現存する区域
	受益地域
	海岸保全区域
	海岸保全区域に指定する予定の区域
	堤防
	消波工
	養浜
	護岸
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	ヘッドランド

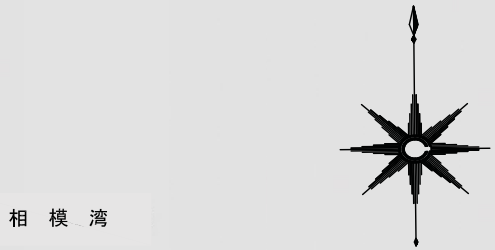


図 3-3-1 基本計画総括図 (その5)

1 : 50,000

